

釜石市立鵜住居公民館使用許可申請書

令和 年 月 日

釜石市立鵜住居公民館長 あて

住 所  
団 体 名  
氏 名  
電話番号

次のとおり鵜住居公民館の使用について許可されるよう申請します。

使用目的		使用人数	人
使用日時・場所	令和 年 月 日 ( )	午前・午後 時 分から	①多目的室 ②調理室
		午前・午後 時 分まで	③和室1 ④和室2
	令和 年 月 日 ( )	午前・午後 時 分から	①多目的室 ②調理室
		午前・午後 時 分まで	③和室1 ④和室2
	令和 年 月 日 ( )	午前・午後 時 分から	①多目的室 ②調理室
		午前・午後 時 分まで	③和室1 ④和室2

以下 公民館記入欄

釜石市立鵜住居公民館使用許可書

釜鵜公発第 号  
令和 年 月 日

様

釜石市立鵜住居公民館長

申請のありました上記の公民館の使用を許可します。  
なお、公民館の使用については裏面の【公民館使用心得】を遵守してください。

問い合わせ先：鵜住居公民館 電話：0193-28-3001  
FAX：0193-28-2127

### 【公民館使用心得】

- 1 公民館の使用については、釜石市立公民館使用条例を厳守し係員の指示に従うこと。
  - 2 使用の際は、使用許可書を係員に提示すること。
  - 3 使用後は、清掃し使用器具を原状に復して返還すること。
  - 4 使用後は、使用時間及び使用人数を「鶴住居公民館使用記録簿」に記入すること。
  - 5 ゴミは持ち帰るようお願いします。
  - 6 音を出すときは周囲の迷惑にならないよう注意願います。
  - 7 当館には駐車場が限られています。  
お車でお越しの場合は、できるだけ市民体育館の駐車場をご利用願います。
  - 8 休館日（土曜日、日曜日、祝日）に公民館を使用する場合は、休館日に入る前の17時15までに鍵の受け取りをお願いします。  
また、開館日の17時15分以降に公民館を使用する場合は、当日の17時15分までに鍵の受け取りをお願いします。
- 【注意】時間までに鍵の受け取りがない場合は、キャンセルとして取り扱いますので、必ず所定の時間までに鍵を受け取りに来ていただくようお願いします。